

大雨による災害復旧資金の融資について

平成22年7月12日から同年7月17日の間の大雨により被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧のための低利の融資を開始します。

1 融資対象者

市内に主たる事業所がある方で、次の(1)又は(2)に該当する方のうち、(3)(4)(5)に該当する方。

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者で、呉市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる方
- (2) 中小企業等協同組合法及び商店街振興組合法に基づく組合
- (3) 広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する方
- (4) 平成22年7月12日から同年7月17日の間に、大雨により事業所が被害を受け、復旧のための資金を必要としている方
- (5) 市民税の課税対象者で、かつ滞納していない方

2 融資条件

- | | |
|------------|-----------------------------------------|
| (1) 資金用途 | 災害復旧のための運転資金及び設備資金 |
| (2) 融資限度額 | 1,000万円 |
| (3) 融資期間 | 7年以内(据置期間 2年以内) |
| (4) 貸付利率 | 1.3パーセント |
| (5) 保証人・担保 | 金融機関所定の方法とし、信用保証を付したものについては原則として担保は徴しない |
| (6) 信用保証 | 原則として協会の保証を要する(保証料は協会所定の料率) |

3 申込手続

申込は次の市内の取扱金融機関へ

※ 融資制度の利用に当たり、金融機関及び保証協会の審査があります。

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、伊予銀行、中国銀行、山口銀行
広島信用金庫、広島県信用組合、商工組合中央金庫広島支店

※ 申込みには市の発行する「り災証明書」が必要です。

り災証明書は、消防署の被害調査に基づき発行します。

調査がお済みでない方は、最寄りの消防署に調査を依頼してください。

(調査依頼先 西消防署 26-0119 , 東消防署 74-8903)

その後、り災証明書は、市役所2階の収納課(25-3199)及び各市民センターで受け取ることができます。

4 取扱期間

平成22年7月23日(金)～平成22年12月29日(水)

問い合わせ先
融資申込み：各金融機関
融資制度：呉市商工振興課
Tel 25-3814